

平成19年11月8日

箕面地区過半数代表者

水田明男 殿

人事労務室長

佐々木 順 司

日頃から大学運営についてご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、貴殿から平成19年11月5日付けでお申入れをいただいた(7日夕方に受領)事項については、以下のとおり回答させていただきます。

回 答

- 1 組合費のチェック・オフは、賃金の一部控除に当たるため、労基法24条に規定する書面協定(以下「24協定」という。)の締結が必要となります。

しかし、仮に24協定が過半数代表者との間で締結されたとしても、それは組合費のチェック・オフが労基法24条に違反しないというにすぎず、組合費のチェック・オフを法律上可能とするためには、労働組合が使用者に組合費の取立てを委任し、労働者が使用者に労働組合への組合費の支払いを委任する行為が別途、必要となります。

こうした取立委任は、労使慣行を根拠として行うことも可能ですが、そうした慣行のない労働組合に対しては、これを根拠とすることが当然のことながらできません。したがって、このような組合に対しては、取立委任を根拠付けるための労働協約を締結することが必要となります。

一方で、企業(法人)内に複数の労働組合がある場合、判例上、使用者には中立保持義務があるとされており、一部の組合に対してのみ慣行によりチェック・オフを認め、他の組合に対しては労働協約の締結を求めるといったような行為は、この中立保持義務に反することになります。

そのため、すべての労働組合に対して、組合費の取立委任を根拠付けるための労働協約の締結を等しく求めたい、というのが大学の考え方です。

なお、箕面地区教職員組合以外の組合から、チェック・オフの申入れがあった場合、上記の支払委任を根拠付けるため、組合員から同意書をとることを大学では考えております(この同意がなければチェック・オフを行うことができないことは、最高裁判決も明確にしております、下記【参考】を参照)。

したがって、中立保持義務の観点から、組合員本人の同意書をとることについても、すべての組合間で平等な取扱いをしたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

【参考】エッソ石油事件＝平成5年3月25日最高裁第一小法廷判決

「労働基準法（昭和62年法律第99号による改正前のもの）24条1項ただし書の要件を具備するチェック・オフ協定の締結は、これにより、右協定に基づく使用者のチェック・オフが同項本文所定の賃金全額払の原則の例外とされ、同法120条1号所定の罰則の適用を受けないという効力を有するにすぎないものであって、それが労働協約の形式により締結された場合であっても、当然に使用者がチェック・オフをする権限を取得するものでないことはもとより、組合員がチェック・オフを受忍すべき義務を負うものではないと解すべきである。したがって、使用者と労働組合との間に右協定（労働協約）が締結されている場合であっても、使用者が有効なチェック・オフを行うためには、右協定の外に、使用者が個々の組合員から、賃金から控除した組合費相当分を労働組合に支払うことにつき委任を受けることが必要であって、右委任が存しないときには、使用者は当該組合員の賃金からチェック・オフをすることはできないものと解するのが相当である。」

- 2 平成18年6月19日付けの、人事労務室長による過半数代表者の質問に対する回答（別紙、該当部分は下線で表示）をご覧ください。